

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）（抄）

.....  
1

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表	別表	別表	別表
路線名	指定区間	路線名	指定区間
(略)	(略)	(略)	(略)
百十五号	相馬市粟津字長沢八十九番一から伊達市靈山町下小国字荒屋敷五番七まで（相馬市山上字山岸十三番二から同市山上字遠藤百六十二番六、同市山上字円淵九番一、同市山上字落合一番一、同市東玉野字ウト沼四十五番十及び伊達市靈山町掛田字西陣場七番二を経て同市靈山町下小国字荒屋敷五番七までを除く。）	百十五号	相馬市山上字小田原三百番十一から伊達市靈山町下小国字荒屋敷五番七まで（相馬市山上字小田原三百番十一から同市山上字落合一番一、同市東玉野字ウト沼四十五番十及び伊達市靈山町掛田字西陣場七番二を経て同市靈山町下小国字荒屋敷五番七までを除く。）